

# 会 議 録

## 1 会議名

令和3年度 第8回和田区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

（1）令和4年度地域活動支援事業について（公開）

（2）自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備、活性化について」（公開）

## 3 開催日時

令和4年2月16日（水） 午後6時30分から午後7時47分まで

## 4 開催場所

ラーバンセンター 第4研修室

## 5 傍聴人の数

2人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：有坂正一（会長）、片田和夫、草間雄一、佐藤勝雄、篠原精子、高橋武弘、  
平原留美、宮崎雅彦（副会長）、横田英昭（欠席5人）

・事務局：南部まちづくりセンター 堀川センター長、小池係長、五十嵐主任

## 8 発言の内容

### 【小池係長】

・現在、植木委員、金子委員、佐藤 力委員、清水委員、平原委員、山岸委員を除く  
8人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定に  
より、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告。

### 【有坂会長】

・会議の開会を宣言

・会議録の確認：佐藤勝雄委員に依頼

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

**【堀川センター長】**

- ・配布資料の確認
- ・次第に基づき、議題の確認

**【有坂会長】**

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

(平原委員到着)

— 次第3 議題（1）令和4年度地域活動支援事業について —

**【有坂会長】**

次第3 議題（1）令和4年度地域活動支援事業についてに入る。

前回会議で協議した結果、令和4年度地域活動支援事業の審査・採択は、市の方で行うことになった。そこで令和4年度地域活動支援事業の募集要項や審査・採択のルールについて、市の案を事務局より説明してもらう。

**【堀川センター長】**

- ・資料により説明

ただ今の説明の他に、資料はないが、皆様に情報共有として1点お知らせをする。

それは、提案事業の審査・採択に係る公平性、公正性に関する事項である。

平成22年度から地域活動支援事業を始めて以来、地域協議会自らの取り組みとして、委員の皆様からは公平・公正な姿勢で審査・採択に臨んでいただいたものと承知している。また、地域協議会によっては、提案事業の団体の長などが審査に加わらないなどの工夫も行っていった。

しかしながら、市民の中からは、団体の長が審査に加わっている場面をとらえて、公平・公正な審査であるか疑問とする声があり、現在、市議会の所管事務調査の中でも同様のご指摘をいただいている。

令和4年度の審査においても、現在、提案団体の長である委員が審査に加わることを市として一律に制限を加える考えはないが、このような指摘があった状況を参

考までにすべての地域協議会の皆様にお伝えする。

和田区は、市が審査することになっているので、特段この点については関係ないところである。管轄している金谷区では、地域協議会が審査することになっている。それで金谷区では、次回の会議で提案団体の長が委員として審査する場合、地域協議会としてどのような取り扱いにするのか、例えば、その委員は審査から外れてもらうのか、それともそのまま審査することをよしとするのか、協議してもらう必要がある。そのところをご承知おきいただきたい。

**【有坂会長】**

ただ今の事務局の説明について、質問等のある委員の発言を求める。

私の方から質問する。

審査・採択のルールにある審査会について、今まで地域協議会が審査をしていた時は、日が決まっておき公開の場で審査を行ってきた。来年度も同じように、審査の日は報告され、いわゆる公開の場で審査することになるのか。

**【堀川センター長】**

それぞれ区によって募集期間が異なっており、提案件数も違ってくると思われる。最終的には調整をして、いくつかの区を合同でやる、あるいは単独でやるか、日程的にはこれから検討することになる。

当然、審査会は公開になると思われるが、今の段階では正式に決まっていない。でも提案団体には、この日にプレゼンテーションを行うことは通知してから開催する。別に非公開にする理由はないが、今はご意見として何うことにする。

**【有坂会長】**

今までも一般の人を会場に入れていたと思う。

**【堀川センター長】**

今までは、地域協議会の議題の中の一つとして行っていたため、プレゼンテーションも当然公開になっていた。

**【有坂会長】**

了解した。

他に質問等のある委員の発言を求める。

**【高橋委員】**

令和4年度は、市の方で採点する形になっている。その採点内容は開示されるのか。

自分の考えるところ、採択された事業やされない事業、それぞれ採点結果に差が出てくると思う。その辺で、例えば翌年も同じように、今年は採択されなかったが、来年もう1回チャレンジしようとか、そういう時に何が駄目だったかとか、その辺がわかるような形になればいいと思う。だから、審査・採点シートの内容とか、ある程度一般の人も見ることができるのか伺いたい。

**【堀川センター長】**

基本的には、昨年委員から行ってもらっていた審査・採点シートと同じものを使って、市の職員が審査をすることになる。審査項目は、募集要項に書いてある公平性、公正性、実現性等について5点満点で採点をする。それを最終的に地域協議会に報告する際は、昨年と同様に、団体名ごとに公正性、公平性等が何点であったという合計点を資料として報告する。そして昨年も各委員がそれぞれ何点を付けたかまでは公開していないので、それは市職員が採点しても、個人が何点を付けたかまではわからないことになると思う。よって、今まで委員が行ってきたことと同じように進めて行くことにしたい。

**【高橋委員】**

了解した。一応最終的な合計点が開示できるのであれば、納得する。

**【有坂会長】**

今の高橋委員の質問で、確かに最終的な審査結果は、地域協議会に報告されるが、いわゆるこういった形での審査は来年度が最後となる。令和5年度以降はないので、それを参考にとということには多分ならない。

**【佐藤勝雄委員】**

審査は、南部まちづくりセンターの職員が行い、また地域協議会に諮って、再度意見を聞くという説明があった。持ち帰ってそれを実際のところ反映する範囲というか、基準はあるのか。

**【堀川センター長】**

どのような意見が出るかわからないが、基本的に審査・採点結果が覆ることはない。ただ、今年度の例で1万円和田区の予算がオーバーした場合、その分を昨年度の例に倣って順位の最後の提案から引くことでいいのか、全部平等に一定率で減額することがいいのかという判断に対して、皆様方からもしご意見をいただけるのであれば、それを参考に検討させてもらう。また、その他に我々職員だけでは知らなかったことがもし発生して、実はこういうことがあるという話が出てきた場合、調査をさせていただくためにも意見をもらう機会はあるのもいいと思う。

**【有坂会長】**

他に質問等のある委員の発言を求めるがなし。

以上で次第3 議題（1）令和4年度地域活動支援事業についてを終了する。

一次第3 議題（2）自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備、活性化について」 —

**【有坂会長】**

次第3 議題（2）自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備、活性化について」に入る。

まず先に自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備活性化について」、令和3年11月の第6回地域協議会において、令和3年6月の第2回地域協議会で委員が出した意見に対する市の回答が欲しいという意見があった。

この件について事務局より説明を願う。

**【堀川センター長】**

- ・参考資料により説明

**【有坂会長】**

ただ今の事務局の説明について、質問等のある委員の発言を求めるがなし。

以上でこの件を終了することを諮り、委員の了承を得る。

令和3年6月の第2回地域協議会で委員が出した意見に対する市の回答を終了する。

次に、前回の会議において、令和4年3月16日にラーバンセンターで、和田区

地域協議会活動報告会を開催し、その後、町内会長との意見交換会として、町内会長から自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備活性化について」とその他の地域課題等についてご意見を伺うことにした。

この件について、和田地区町内会長会に意見交換会への参加をお願いしたところ、自主的審議事項に関する具体的な案がない中で、意見交換会を行うのは時期尚早ではないかとの回答があった。これは要するに16日には意見交換会を行わないという方向に事態が進みそうである。

この件について、意見のある委員の発言を求めるがなし。

特に意見がないので、3月16日については、町内会長会との意見交換会は行わないことに決定する。

次に、自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備活性化について」の今後の進め方について協議する。

今まで我々がいろいろと意見を出し合ってきたが、なかなか方向性がまとまっていない。それで外部の方から意見を聞こうとしたが、その方からの意見を聞く機会は今のところなくなってしまった。

そのような中、今後どのように自主的審議事項を進めたらいいか、意見のある委員の発言を求める。

#### 【草間委員】

先程の和田地区町内会長会のところで意見を出せばよかったかもしれないが、我々地域協議会が上越妙高駅の周辺の活性化ということで、これから考えていかなければならないという中で、町内会長会では、毎年、市の方に要望書が出されていると思う。それで活性化に関する項目と、それに対する市からの回答があるかと思うので、そのところについて地域協議会としても知っておいてもいいのではないかと思う。

#### 【有坂会長】

それを知るとなると、町内会長会にそのことについてお聞きすることになるのか。

#### 【草間委員】

そういうことになると思う。

この委員の中にも町内会長がいるが、地域協議会委員もそういったところも一応知識として持っていてよいのではないかと思う。

**【有坂会長】**

そうすると町内会長会の会議の内容を教えてもらうことになるのか。

**【草間委員】**

その会議の内容でなく、市に出された関連する要望事項についてと、その回答についてである。

おそらく毎年8月頃か9月ご頃に、市に対して一括して要望書が出されていると思う。その回答が翌年の4月頃か3月頃に出ていると思う。そのところをお願いできればと思う。

**【有坂会長】**

それを町内会長会の会長にお願いするというか、そういう文書を見せて欲しいということで、それらも参考にしながらということか。

最近だと4月にその回答があるということによいか。

**【草間委員】**

おそらく令和4年度予算に対して、昨年の8月か9月頃に要望書を市に出されていると思う。その回答は、おそらく今年の3月ごろに町内会長会の方へ回答がきていると思っている。

今年のものではなくても、今までどんなものがあつたのかということ委員で共有してもいいのではないか。

**【有坂会長】**

それはまた、町内会長会の方へ機会があれば相談してみたいと思う。

**【横田委員】**

この上越妙高駅の整備とか活性化について、例えば公共施設の整備、民間企業の誘致、道路等が記載されている。このことは自分としてはピンと来ない。それは、「これがあつたらいいな」というようなことで先回発言させてもらったことがある。具体的に何かを、例えばこの地域協議会で考えられるとすると、そこの釜蓋遺跡にコスモスを植えませんかとか、他の花でもいいが、いわゆる賑わいの創出であれば、

何とかいろいろなことが考えられるのではないかと思う。何か余りにもこの話が大きくて、意見を求められても苦しいという感じがする。

**【宮崎副会長】**

横田委員からも発言があったが、ちょっと話が大きすぎることもあるし、この2月21日に市の予算案が出てどうなるかわからないが、今ここでどうするかではなく、市長が変わって、新しい方向性も出るかもしれないので、それを見てからではどうか。

3月以降それを見て、あと1か月間ぐらい委員がまたいろいろ考えて、今ここで決めないで、3月までちょっとそのいろいろな状況を見ながら決めた方がいいのではないかと思う。

**【有坂会長】**

宮崎副会長からそのような意見が出た。

今のところ、自主的審議事項をどのように進めていくかということがちょっとまだ見えてこない状況である。外部の方の意見を聞こうとしても、ちょっと対応してもらえない状況になっているので、宮崎委員が言われたように、新年度予算が決まって、市長の考え方が、その予算がある程度わかってくると思われるので、今までやってきたことを今後どのような形で具現化していくかということも含めて、もう少し様子を見るということで、今後進めていってはどうかと思う。

この件について意見のある委員の発言を求めるがなし。

特に反対意見もないので、今後の進め方については、私と宮崎副会長と事務局とで、まず基本的の方針をある程度絞って、また皆さんに報告しながら、協議を進めていきたいと思う。そのような進め方でいきたい。

以上で次第3 議題（2）自主的審議事項「上越妙高駅周辺の整備、活性化について」を終了する。

— 次第4 事務連絡 —

**【有坂会長】**



次第4 事務連絡に入る。事務局より説明を求める。

**【堀川センター長】**

- ・活動報告会：3月16日（水）午後6時30分から  
会場：ラーバンセンター 第4研修室
- ・令和4年度第1回和田区地域協議会：4月20日（水）午後6時30分から  
会場：ラーバンセンター 第4研修室

配布資料

- ・「三郷地区公民館の整備について」（意見書）の写し（三郷区地域協議会）
- ・和田区地域協議会だより 第49号
- ・上越市防災士会の機関誌

**【有坂会長】**

- ・事務局の説明に質問等のある委員の発言を求める。

**【草間委員】**

三郷区から市に意見書が提出されている。和田地区においても大和保育園と和田地区公民館について、町内会長会から要望が出されている。この意見書と要望との違いというか、その辺の考え方について聞きたい。

**【堀川センター長】**

結論的に言うと、意見書も要望書も同じである。

ただ、町内会長会が出しているのは、一団体、町内会としての要望を出しているものであり、地域協議会が出す意見書というのは、市の地域自治区の設置に関する条例の中で、地域協議会が市の事務に関して、市長に意見することができるという規定から出されている意見書である。

よって、立場も当然違う。地域協議会からの意見書は、市長の諮問機関として市長に出すという制度的な重みみたいなもの、取り扱いの面においても違うものと思っ  
てほしい。地域協議会が出した意見書に対して、市は、できる、できないも含めて、ちゃんと回答をよこしてくることになる。

**【有坂会長】**

他に質問等のある委員の発言を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

## 9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : [nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp](mailto:nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。